

検討シート2:内容についての再検討が必要な項目

検討No.	整理番号		項目	第26回全体会での担当班の意見	担当班	担当班での検討結果	第20回代表者会での論点
男女①	1	(4)	自治の基本原則	<ul style="list-style-type: none"> ● (4)について(「男女共同参画の視点が少し弱い。【説明】の中に「男女共同参画基本条例に基づき」などをいれてはどうか」という意見に対して) ・自治基本条例のほうが上位条例という位置付けであるので「男女共同参画基本条例に基づき」というのはおかしい。 ・このままでよいが、自治基本条例の制定によって既存の条例の内容が後退することのないように、その旨を【説明】もしくは条例中のどこかに明記すべきである。 	1班	説明修正	<ul style="list-style-type: none"> ・この条例における人権に対する考え方を整理する必要があるのではないか。(あらゆる人権を尊重するとの考えではなかったか)
男女②	5	(7)	審議会等	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には案でよい。ただし、「男女の比率にクォータ制」についての意見を見て、これまでの市民会議の検討課題としてあったのに、最終提言書から落ちていることに気付いた。男女共同参画の趣旨を自治基本条例にどう盛り込むか、この項目に収まらないと考えられるため、再検討が必要である。 	3班	提言書は承認の上で再検討事項あり	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等の委員構成のような具体的な内容は、自治基本条例、さらにはその説明に盛り込むべきことか。(男女共同参画に関する具体的な手法は、個別の政策の問題ではないか)
男女③	5	(7)	審議会等	<ul style="list-style-type: none"> ・男女の平等については、基本理念、基本原則に明確に規定されており、これを前提とした条例のつくりとなっている。 ・審議会等の委員の選任にあたっては、男女比率だけでなく、居住地域や年齢構成等の重要な要素が他にも多くある。 ・手続の透明性を説明する中で、男女比率等に配慮することに触れてはどうか。 	5班	提言書は承認	<ul style="list-style-type: none"> ・男女以外にも年齢、障害の有無など同様に重要な視点があるのではないか。 ・審議会の性格によって、委員構成や委員の役割は違うものと考えられることから、一概に基準を設けることが妥当か。(特に、審議会の委員構成がある程度細分化されている場合や、全体の人数が少ない場合)
男女④	6	(1)	地域自治区	<ul style="list-style-type: none"> ・解説において、「男女別に定数を設けるなどの措置が必要との意見もあった。」としていますが、地域協議会は市長の附属機関であることを勘案して、男女共同参画基本条例の積極的格差是正やクォータ制の精神を生かしての記述が必要と考えます。 ・本件は、代表者会において男女共同参画について再度検討するとされておりますのでその折の検討に加えたいと思います。 	1班	説明修正?	<ul style="list-style-type: none"> ・クォータ制の導入は、「準公選制」と整合がとれるか。
男女⑤	6	(1)	地域自治区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会委員のクォータ制は実施すべきではない。 	6班	提言書は承認	
(男女)	—	—	その他意見	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画について項目を設ける必要はない(条例の根底にあるため)。 	6班	—	
子ども①	7	(4)	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には案でよい。ただし、「子ども達(青少年)の育成」についての意見は、再検討すべきである。(その他意見等) ・この項目は「自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材の育成」について書いているので、意見の子ども・青少年を含めた幅広い教育や生涯学習については、この項目に収まらないと思われる。意見の趣旨を入れるかどうか、項目を起すかどうかの検討が必要である。 ・生涯学習は自らの意思で行うものであり、努力義務を課したり、自治基本条例の項目とするのはなじまないと思われる。 	3班		<ul style="list-style-type: none"> ・「こどもたちの育成」を広く教育一般の観点で捉えた場合、自治の基本的な理念と仕組みを定めるこの条例に記載すべき案件か。(教育という「分野」をこの条例に記載することの妥当性はあるか) ・自治に関する人材育成と捉えた場合、こどもの育成に絞った記述が必要か。(年代を問わず大切なことではないか) ・こどもに対して、自治についての育成を行うことが妥当か。
その他①	1	(2)	定義	<ul style="list-style-type: none"> ● (5)について(「めざしている自治は市政運営に限定されるものではない」という意見に対して) ・(3)「基本理念」の【説明】の中(p5一番下の行)に、「市政運営(住民自治・団体自治)」とある。これを(2)「定義」の【説明】の中にも入れて、分かりやすくすべきである。 ・「市政運営」が「まちづくり」も含めた広い意味のものであることも、【説明】の中でわかるようにすべきである。 	1班	説明修正	<ul style="list-style-type: none"> ・「自治」を「市政運営」より広い概念と捉えるのであれば、(3)「基本理念」の【説明】の中(p5一番下の行)の、「市政運営(住民自治・団体自治)」の規定は、「自治(住民自治・団体自治)」に修正が必要ではないか。 ・この条例の中での「まちづくり」は、公共的課題の解決に関わるあらゆる活動(主体は官民を問わない)と考えられることから、「まちづくり」は「市政運営」より広い概念ではないか。

検討No.	整理番号		項目	第26回全体会での担当班の意見	担当班	担当班での検討結果	第20回代表者会での論点
その他②	3	(3)	市議会議員の責務	<ul style="list-style-type: none"> 「職務を行う」にあたって「誠実」という整理としており、「公正」はなじまないことから、素案のとおりとする。 「普遍的な利益」には幅広い意味が含まれることから、案文はこのままとするが、説明には2～3の考え方の例示を示すなどの修正を加える。 	4班	説明修正	<ul style="list-style-type: none"> 市議会議員にとっての「普遍的な利益」の具体例としてはどのようなことが考えられるか。
その他③	4	(2)	市長の責務	<ul style="list-style-type: none"> 「市長は、広く市民の意見を聴くとともに、」としてありますが、「市民の意見を聴く」ための仕組みや制度の整備についての具体的言及が条例全体の中に見当たりません。実態的に行われている市民の声制度や市政モニター制度を保障する記述が必要と考えます。また、市民の政策提言を受ける仕組みや制度についての記述も必要と考えます。(解説の中でもよいと考えますが。) 	1班	説明修正	<ul style="list-style-type: none"> 市民の意見を聴くための仕組みや制度の具他的な内容は、自治基本条例に盛り込むべきことか。(具体的な政策の問題ではないか) 当該条例に具体的な規定がある制度(パブコメ)以外は、たとえ、説明に記載したとしても保障することはできないのではないか。
その他④	5	(7)	審議会等	<ul style="list-style-type: none"> 公募について記述してありますがその中身については記述がありません。たとえば、委員数30名のところ2名の公募でも公募の規定を守ったこととなります。しかしそれでは公募の趣旨を生かしたことにはなりません。公募の趣旨を生かすためには公募者の最低限の割合等の目安を解説中に示しておく必要があると考えます。 	1班	説明修正	<ul style="list-style-type: none"> 公募の具体的な内容は、自治基本条例、さらにはその説明に盛り込むべきことか。 審議会の性格によって、何のために公募委員を含めるのか、また、公募委員が果たすべき役割は違うものと考えられることから、一概に基準を設けることが妥当か。(特に、審議会の委員構成がある程度細分化されている場合や、全体の人数が少ない場合) 原則公募委員を含めることとしていることから、公募委員の役割を明確化することは必要ではないか。(専門的知識をもった市民の公募のためか、生活者としての市民感覚を導入するためか。特に、審議会に生活者としての市民の声を入れるための方法は、各審議会の運営方法の問題ではないか)
その他⑤	5	(8)	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> 「基本的な計画又は理念等を定める条例等を議会に提案する場合等にはパブリックコメントを実施すること」としていますが、条例については市民生活と密接不可分の関係にあり自治の基本と考えますので(給与等に関する条例も同様)、原則すべての条例についてパブリックコメントを実施する必要があると考えます。 	1班	説明修正	<ul style="list-style-type: none"> 本件は、パブリックコメント条例の制定の際に、検討すべきことではないか。(かけるべき案件選定の根拠を明確にする必要があるとの意見ではどうか) 原則全ての条例を対象とすることの根拠は何か。
その他⑥	9	(2)	他の自治体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 「努めなければならない」を「積極的に行うものとする」にしてはどうか」という意見に対して 文章の表現の問題であり、中身についての問題ではないので、もう一度事務局で整理をしてもらう。 	1班	事務局整理	<ul style="list-style-type: none"> 相手方の意向によっては、連携ができない場合もあることから、努力規定とすることが妥当ではないか。